

平成24年度第1回足立区防災会議 会議録要旨

日時

平成24年10月17日(水) 14:00~15:00

場所

足立区役所本庁舎中央館8階災害対策本部室(特別会議室)

出席者

・防災会議委員

会議内容

1 開会(司会:宇田川災害対策課長)(15:00開始)

2 会長挨拶(会長:近藤区長)

3 議事(議事進行:近藤区長)

(1)「足立区地域防災計画 震災対策編(平成24年度修正素案)」内容等について
(説明:山下防災計画担当課長)

(2)改訂スケジュールについて(説明:山下防災計画担当課長)

以下、議事における質疑、意見、回答内容。

<p>【議事1】 「足立区地域防災計画 震災対策編(平成24年度修正素案)」内容等について</p>	<p>「議事資料1・2・3」に基づき、山下防災担当課長より説明後、近藤会長より質疑確認。 (有馬委員)</p> <p>・本文中に「防災区民組織」が頻繁に出てくるが、庁内を含め一般の方には、「防災区民組織」の構成及び役割内容が浸透していないと思われるがいかがか。また、「防災区民組織」と「町会・自治会」がほぼ同じ構成であることを踏まえると「防災区民組織(町会・自治会)」や「防災区民組織(町会・自治会等の会員で構成されている)」などと併記や注釈を入れてはどうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>記載方法については、検討させていただく。言葉の定義のような説明は、改訂計画P38に「防災区民組織は、町会・自治会を母体として組織されている区民の自主的な組織である。」と記載されている。また、現在町会・自治会における「防災区民組織」の結成率は約9割となっており、概ね全ての町会・自治会で組織されている。</p> <p>・改訂計画P462及びP463の「イ 代替輸送手段の</p>
---	---

確保」で船舶事業者について言及されているが、対象となる河川とその対応内容は決まっているのか。

（国土交通省荒川下流事務所）

発災時の帰宅困難者等が発生した場合の輸送等支援のための使用を想定し、荒川に架かる笹目橋より下流部にリバーステーションとして緊急用の船着場を整備している。実際に人や物資を輸送する場合、都が船舶を準備し、国が船着場を貸し出す対応となる。

（東京都第六建設事務所）

現在都の建設局では、実際の避難において、「船着場の鍵の管理」から「避難誘導の実施者」といった個別具体的内容について検討を進めている。

・綾瀬川も対象となっているのか。

（東京都第六建設事務所）

綾瀬川には、船着場等は設置されていない。

（都市建設部）

綾瀬川について、現在の護岸形状では船着場等の整備は難しい。今後、スーパー堤防化等の検討の中で、国や都と調整し設置を検討していきたい。

（国土交通省荒川下流事務所）

東京都が東京都屋形船連合会等と協定を結び船舶の確保を行なっている。また、東京都が帰宅困難者の代替輸送訓練を実施している。

（消防庁）

東京都屋形船連合会とは協定を結んでおり、陸路閉塞時の人材や物資の運搬手段は確保している。

・区内には荒川や綾瀬川など多くの河川があるが、土手や堤防などの施設の耐震性はどうなっているのか。

(危機管理室)

現状の想定上、区内の橋梁が落橋することは考えにくい。先程の代替輸送については、現在仕組みとして確立はしていないが、既存の水難救助の仕組みを活用することなど検討していきたい。

(都市建設部)

今後、各橋梁の精密診断を実施すると共に、落橋を想定した対応についても検討していく。

(国土交通省荒川下流事務所)

東日本大震災の際は、震度5強であったが橋梁への影響はなかった。今後、橋梁が落橋するようなL2地震動について検討が必要である。特に、震度7クラスとなると、水門等に影響が出ることを考えられる。そのため、水門は電源供給が途絶えた場合でも開閉ができるように、自重降下を備えた設備に更新するといった対策を検討している。

堤防等の土工部については、地震動による沈下が考えられるが、復旧の際は、土盛りをすれば対応できるといった早期の対応が可能である。

国としては、被害を軽減するとともに、早期の復旧に向けた仕組みづくりを行っていく予定である。

(浅香委員)

・備蓄の再検討をお願いしたい。特に、アレルギーをもったお子さんが増えているように感じるが、アレルギー対応食品(低たんぱく米等)は、災害時の入手が困難になる可能性があるため、増配備する必要があるのではないか(アレルギー対応食品をアレルギーの無い人が食べることは出来るので、アレルギーをもった人がいない場合でも無駄にならない)

(事務局)

区としては、避難者数を想定した備蓄量

	<p>を検討している。また、自宅避難者等も視野に入れ、備蓄計画の見直しを行っていく予定である。</p> <p>(危機管理室)</p> <p>アレルギー対応など社会的ニーズの変化にも対応出来るよう検討を行っていく予定である。</p> <p>・改訂計画の P466 の「女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立」として、避難所へ女性専用トイレを設置していただきたい。また、先日の会議では、町会単位でスコップを備蓄に追加し、公園に穴を掘るなどして仮設的にトイレを確保するような案も出ていた。</p> <p>(事務局)</p> <p>備蓄計画と同様に、女性の視点に配慮した避難所運営についても検討していく。校庭の下に埋めているアースイントイレや学校周辺のマンホールを活用したマンホールトイレ、備蓄品として、ダンボールによるトイレを備蓄している。女性専用トイレについては、避難所運営会議へ対応を働きかけていく。</p>
<p>【議事 2】 改訂スケジュールについて</p>	<p>「議事資料 4」に基づき、山下防災計画担当課長より説明後、近藤会長より質疑確認。 委員より質疑、意見事項なく了承される。</p>

4 その他 特になし。

5 閉会(司会：宇田川災害対策課長)(15:00 終了)

「足立区地域防災計画」については、今後、関係機関と意見等の調整を行わせていただいたうえで、今年度中に 2 回防災会議を開催し、平成 24 年度版として策定する予定である。

足立区地域防災計画の改訂方針

平成24年10月5日

改訂のポイント

- 1 区独自性の展開
 - 防災訓練や防災普及啓発活動の強化
 - 住民の共助による地域防災力の強化
 - まちづくり等ハード面での事業 など
- 2 都計画との整合
 - 計画体系
 - 新想定及び東日本大震災の教訓の反映
- 3 各施策の進行管理
 - 減災目標などに沿った各施策の進行管理表

改訂の手順

旧区: 足立区地域防災計画(現行)、**新都**: 東京都地域防災計画(今回改訂版)

- | | |
|-----|--|
| 手順1 | 「旧区」を組み替え、「新都」の体系に整合 |
| 手順2 | 「旧区」における独自性の抽出【手順1・2は並行作業(9月中)】 |
| 手順3 | 「手順1」結果に「手順2」結果を加える |
| 手順4 | 「手順3」結果に庁内作業部会等による個別テーマ毎の検討成果を反映
「素案」作成 |

(区検討組織での検討事項) 現在も継続して実施中

テーマ毎の検討事項(新たな課題への対応を含む)

- 地域の連携による防災力の強化
- 応急対応力の強化
- 区民等の避難対策
- 物流備蓄対策
- 新たな課題への対応の検討(長周期地震動・津波・放射性物質対策)

など

各所管の防災に関する独自事業など

- | | |
|-----|--|
| 手順5 | 作成した「素案」を庁内の作業部会等で検討【確認(10月上旬)】 |
| 手順6 | 第1回足立区防災会議にて「素案」提示【本日10月17日】 |
| 手順7 | 「素案」に関係機関からの意見等を反映【ヒヤリング・アンケート結果等(11月中)】 |

改訂計画における記載表現について

改訂計画本文の色分けは以下の通り。

黒字: 旧区(足立区地域防災計画(平成23年度暫定修正版))

青字: 新都(東京都地域防災計画(今回改訂版))

緑字: 本年度作業部会(第1回～第3回)意見

赤字: 事務局追加(案)

1 部の体系

「総則」、「災害予防計画」、「災害応急・復旧対策計画」、「災害復興計画」の構成を、「足立区の防災力の高度化に向けて(総則)」、「施策ごとの具体的計画」、「災害復興計画」の3つに変更。

2 章の体系

はじめに見出し(概要)を付けたうえ、1節から5節の構成とし、5節内に予防対策、応急対策、復旧対策の3つを配置。

施策(テーマ)ごとに予防から復旧までの一連の内容がわかりやすいように構成。

3 第2部各章の1節から4節まで

東京都のスタイルを使用しつつ、区の内容で作成。

4 第2部各章5節の体系

予防対策、応急対策、復旧対策で構成され、その中に「対策内容と役割分担」と「具体的な取組内容」の2つを配置。

広域計画である東京都地域防災計画によって示された防災関係機関の記述は、各機関の更新された震災対策(予防等含む)として、区地域防災計画にも記載。(同じ内容の現行の区地域防災計画の記載は重複となるので、削除)

広域的な役割分担も明確にするため、「対策内容と役割分担」の表に東京都の役割部分を掲載。

新都で示した新たな対策(区の関わりのある部分)、区検討組織での検討結果、今まで構築してきた区の災害対策体制を反映

旧区で特に区各部の詳細の記載がある部分は、今まで構築してきた区の災害対策体制として「詳細な取組内容」として掲載。

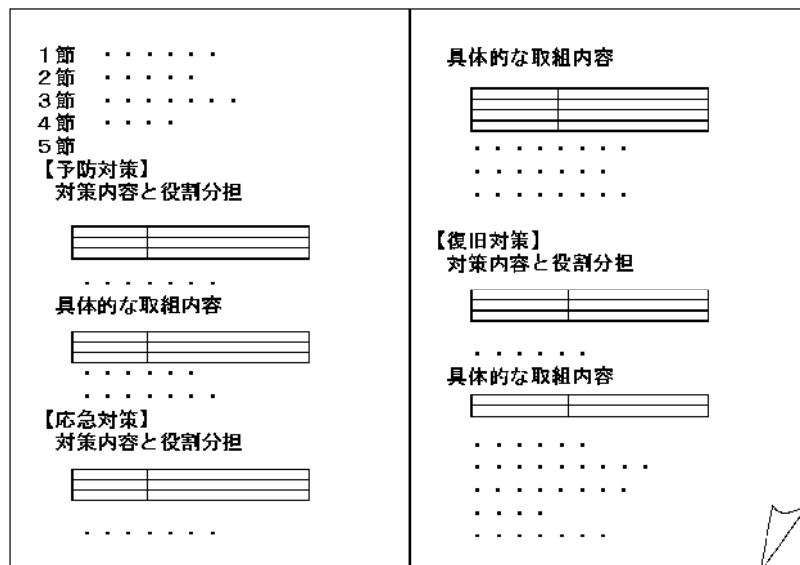
5 計画全体の更新

全体の文言の適正化(更新)及び、図・表・数値等の更新。

6 他編(資料編、水防編)との整合

資料編の掲載資料類は、現在のものをベースに必要な応じて追加等を実施。

【章構成の例】



足立区地域防災計画（震災対策編）改訂体系（案）

体系変更のポイント

- ・現行の第 2、3 部（「予防」、「応急・復旧」）等のフェーズに応じた整理から、施策ごとの整理に変更する。
各所管の対応内容を明確化
- ・第 2～12 章は、章ごとに現状の分析と施策、到達目標等を示し、進捗管理を出来るようにする。

【現行】

第 1 部 総則

第 1 章 計画の方針
第 2 章 区・区民・事業所等のとるべき措置
第 3 章 各機関の役割
第 4 章 地勢と都市環境
第 5 章 地震の被害想定
第 6 章 減災目標

第 2 部 災害予防計画

第 1 章 地震に強いまちづくり
第 2 章 施設構造物・設備の安全化
第 3 章 応急対策への備え
第 4 章 地震火災等の防止
第 5 章 防災行動力の向上
第 6 章 調査・研究

第 3 部 災害応急・復旧対策計画

第 1 章 災害応急・復旧対策の活動体制
第 2 章 消火・危険物・避難誘導対策
第 3 章 救出・医療救護
第 4 章 道路の障害物除去・交通規制
第 5 章 建物の応急危険度判定及びり災証明
第 6 章 避難生活・帰宅困難者支援
第 7 章 被災生活支援・緊急物流システム
第 8 章 遺体の収容・火葬等
第 9 章 被災地の清掃・防疫・がれき処理等
第 10 章 被災者等への支援
第 11 章 応急住宅対策
第 12 章 災害時要援護者に対する支援
第 13 章 都市機能等応急対策計画
第 14 章 公共施設等の応急復旧対策
第 15 章 応急教育・応急保育計画

【修正案】

第 1 部 足立区の防災力の高度化に向けて
第 1 章 地域防災計画（震災対策編）の概要
第 2 章 足立区の現状と被害想定
第 3 章 地震に関する調査研究
第 4 章 平成 24 年度改訂の概要等
第 5 章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第 2 部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）

	予防対策（地震前）	応急対策（地震直後）	復旧対策
第 1 章 足立区の基本的責務と役割			
第 2 章 区民と地域の防災力向上	第 1 自助による区民の防災力向上 第 2 地域による共助の推進 第 3 消防団の活動体制の充実 第 4 事業所による自助・共助の強化 第 5 ボランティアとの連携 第 6 区民・行政・事業所等の連携	第 1 自助による応急対策の実施 第 2 地域による応急対策の実施 第 3 消防団による応急対策の実施 第 4 事業所による応急対策の実施 第 5 ボランティアとの連携	
第 3 章 安全なまちづくりの実現	第 1 安全に暮らせるまちづくり 第 2 建築物の耐震化及び安全対策の推進 第 3 液状化、長周期震動への対策の強化 第 4 出火、延焼等の防止	第 1 消火・救助・救急活動 第 2 河川施設等の応急対策による二次災害防止 第 3 危険物等の応急措置による危険防止	第 1 公共の安全確保、施設の本来的機能の回復
第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第 1 道路・橋梁 第 2 鉄道施設 第 3 河川施設等 第 4 都の緊急輸送ネットワークの整備 第 5 水道 第 6 下水道 第 7 電気・ガス・通信等 第 8 ライフラインの復旧活動拠点の確保 第 9 エネルギーの確保	第 1 道路・橋梁 第 2 鉄道施設 第 3 河川施設等 第 4 水道 第 5 下水道 第 6 電気・ガス・通信等 第 7 エネルギーの確保	第 1 道路・橋梁 第 2 鉄道施設 第 3 河川施設等 第 4 水道 第 5 下水道 第 6 電気・ガス・通信等
第 5 章 津波対策	第 1 河川施設等の整備 第 2 地震・津波に対する危機管理体制の強化 第 3 水防組織 第 4 資機材の整備 第 5 津波警報/注意報等の伝達体制の充実・強化 第 6 津波予測等に対する避難誘導 第 7 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	第 1 津波警報・注意報等の伝達体制 第 2 津波に対する避難誘導體制 第 3 河川施設等の応急対策	第 1 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等
第 6 章 広域的な視点からの応急対応力の強化	第 1 初動対応体制の整備 第 2 事業継続体制の確保 第 3 消火・救助・救急活動体制の整備 第 4 応急連携体制の構築	第 1 初動体制 第 2 消火・救助・救急活動 第 3 応援協力・派遣要請 第 4 応急活動拠点の調整	

第 2 部第 2 章～第 12 章の各章の構成は、「第 1 節 現在の到達点」、「第 2 節 課題」、「第 3 節 対策の方向性」、「第 4 節 到達目標」、「第 5 節 具体的な取組み」からなる。以下は、各章の「第 5 節 具体的な取組み」を示す。

【現行】

第1部 総則（再掲）

第1章 計画の方針
第2章 区・区民・事業所等のとるべき措置
第3章 各機関の役割
第4章 地勢と都市環境
第5章 地震の被害想定
第6章 減災目標

第2部 災害予防計画（再掲）

第1章 地震に強いまちづくり
第2章 施設構造物・設備の安全化
第3章 応急対策への備え
第4章 地震火災等の防止
第5章 防災行動力の向上
第6章 調査・研究

第3部 災害応急・復旧対策計画（再掲）

第1章 災害応急・復旧対策の活動体制
第2章 消火・危険物・避難誘導対策
第3章 救出・医療救護
第4章 道路の障害物除去・交通規制
第5章 建物の応急危険度判定及びり災証明
第6章 避難生活・帰宅困難者支援
第7章 被災生活支援・緊急物流システム
第8章 遺体の収容・火葬等
第9章 被災地の清掃・防疫・がれき処理等
第10章 被災者等への支援
第11章 応急住宅対策
第12章 災害時要援護者に対する支援
第13章 都市機能等応急対策計画
第14章 公共施設等の応急復旧対策
第15章 応急教育・応急保育計画

	予防対策（地震前）	応急対策（地震直後）	復旧対策
第7章 情報通信の確保	第1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 第2 住民等への情報提供体制の整備 第3 住民相互の情報連絡等の環境整備	第1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第1報） 第2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） 第3 広報・広聴等 第4 広聴体制 第5 住民相互の情報連絡等	
第8章 医療救護等対策	第1 初動医療体制の整備 第2 医薬品・医療資機材の確保 第3 医療施設の基盤整備 第4 遺体の取扱い	第1 初動医療体制 第2 医薬品・医療資機材の供給 第3 医療施設の確保 第4 行方不明者の捜索、遺体の検死・検案・身元確認等	第1 防疫体制の確立 第2 火葬
第9章 帰宅困難者等対策	第1 帰宅困難者対策条例の周知徹底 第2 帰宅困難者への情報通信体制整備 第3 一時滞在施設の確保 第4 徒歩帰宅支援のための体制整備	第1 駅周辺での混乱防止 第2 事業所等における帰宅困難者対策	第1 徒歩帰宅者の代替輸送 第2 徒歩帰宅者の支援
第10章 避難者対策	第1 避難体制の整備 第2 避難所・避難場所等の指定・安全化 第3 避難所の管理運営体制の整備等	第1 避難誘導 第2 避難所の開設・管理運営 第3 動物愛護 第4 ボランティアの受入 第5 被災者の他地区への移送	
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進	第1 食料及び生活必需品の確保 第2 飲料水及び生活用水の確保 第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 第4 輸送体制の整備 第5 輸送車両等の確保 第6 燃料の確保	第1 備蓄物資の供給 第2 飲料水の供給 第3 物資の調達要請 第4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分 第5 義援物資の取扱い 第6 輸送車両の確保	第1 多様なニーズへの対応 第2 炊き出し 第3 水の安全確保 第4 生活用水の確保 第5 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供 第6 物資の輸送
第12章 放射性物質対策	第1 情報伝達体制の整備 第2 区民への情報提供等	第1 情報連絡体制 第2 区民への情報提供等 第3 放射線等使用施設の応急措置 第4 核燃料物資輸送車両等の応急対策	第1 保健医療活動 第2 放射性物質への対応 第3 風評被害への対応
第13章 住民の生活の早期再建	第1 生活再建のための事前準備 第2 トイレの確保及びし尿処理 第3 ごみ処理 第4 がれき処理 第5 災害救助法等 第6 応急教育・保育・学童保育	第1 被災住宅の応急危険度判定 第2 被災宅地の応急危険度判定 第3 家屋・住家被害状況調査等 第4 り災照明の発行準備 第5 義援金の募集・受付 第6 トイレの確保及びし尿処理 第7 ごみ処理 第8 がれき処理 第9 災害救助法等の適用 第10 激甚災害の指定	第1 被災住宅の応急修理 第2 応急仮設住宅の供給 第3 区営住宅の応急修理 第4 建設資材等の調達 第5 被災者の生活相談等の支援 第6 義援金の募集・受付・配分 第7 被災者の生活再建資金援助等 第8 職業のあっ旋 第9 租税等の徴収猶予及び減免等 第10 その他の生活確保 第11 がれき処理 第12 災害救助法の運用等

【現行】

第4部 災害復興計画

第1章 震災復興
第2章 生活復興に関する計画
第3章 都市復興に関する計画
第4章 激甚災害の指定に関する計画

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方
第2章 復興本部
第3章 復興計画の策定
第4章 東京都震災復興マニュアルのしくみ
第5章 地域力を生かした分野別の復興プロセス

第5部 応援派遣計画

第1章 計画方針
第2章 相互応援協定締結自治体に対する応援派遣
第3章 その他の自治体に対する応援派遣
第4章 激甚災害の指定に関する計画

第4部 応援派遣計画（要検討）

第6部 応急対策に関する足立区の全体シナリオ

第5部 応急対策に関する足立区の全体シナリオ

第7部 火山対策

第1章 火山対策の方針
第2章 島しょ地域における火山対策
第3章 富士山噴火降灰対策

火山対策編

東海地震事前対策編

第1章 対策の考え方
第2章 防災機関の役割
第3章 災害予防対策
第4章 東海地震に関連する調査情報及び注意情報発表時から
第5章 警戒宣言時の対応措置
第6章 区民等のとるべき措置

東海地震事前対策編

大まかな関連付けであり複数項目にまたがっているものもある

足立区地域防災計画 計画改訂にかかる減災目標の整理(案)

平成 24 年 10 月 5 日

計画の目標(第1部第1章第1節)

この計画は、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

計画の前提(第1部第1章第2節)

この計画は、第1部第2章に掲げる「足立区の現状と被害想定」、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び区民・区議会などの各種提言などを可能な限り反映し策定した。

防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子どもなどに対しては、きめ細かい配慮が必要である。

災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

被害軽減とまち再生に向けた目標(減災目標)(第1部第5章)

災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、区民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれている。

このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」と改め、予防対策から応急対策、復旧対策といった様々な施策を組み合わせることで災害による「死者ゼロを目指す」ものとする。

区は、目標達成に向けて、国、都、事業者、区民と協力して対策を推進していく。

そのため、【予防対策】、【応急対策】、【復旧対策】の各段階における対策の視点及び目標を設け、施策を推進していく。

	【予防対策】 対策の視点1 命を守る地震に強いまちづくり	【応急対策】 対策の視点2 危機管理の体制づくり	【復旧対策】 対策の視点3 早期復興に向けた仕組みづくり
区改訂計画における減災目標(案)	<p>目標1 建物の全壊棟数や焼失棟数を減らす (木造老朽密集市街地の解消) 本編の該当施策は、以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災リーダーの育成や訓練を実施し、自助・共助による地域の防災力を高める。(第2章) ・住宅・建築物の不燃化を進め、防災都市づくり推進計画に基づき、不燃領域の向上を図る。(第3章) ・住宅の耐震化率を平成27年度末までに90%とする。(第3章) <p>(参考)関係する都新計画目標は、以下の通り 死者を約6,000人減少させる。(約6割) 建築物の全壊棟数を約20万棟減少させる。(約6割)</p> <p>目標2 避難者を減らす (速やかな避難・帰宅を促す) 本編の該当施策は、以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保(第4章) ・足立区の地域特性を踏まえた津波防災意識の啓発や訓練等の継続的な実施(第5章) <p>(参考)関係する都新計画目標は、以下の通り 避難者を約150万人減少させる。(約4割) 建築物の全壊棟数を約20万棟減少させる。(約6割)</p>	<p>目標1 速やかな応急(初動)対応体制へ移行 (国や県、近隣自治体と連携した体制の構築) 本編の該当施策は、以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や都、民間事業者との連携強化による円滑な広域連携(第6章) ・迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備(第7章) ・都の災害医療体制と整合した体制の構築(第8章) <p>(参考)関係する都新計画目標は、以下の通り 中枢機能を支える機関(国、都、病院等)の機能停止を回避する。</p> <p>目標2 一斉帰宅行動者を減らす (安全な帰宅を促す) 本編の該当施策は、以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北千住駅前滞留者対策の充実・強化(第9章) <p>(参考)関係する都新計画目標は、以下の通り 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者517万人の安全を確保する。</p>	<p>目標1 生活再建の早期化 (避難所対策の充実、生活再建への支援) 本編の該当施策は、以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築(第10章) ・物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築(第11章) ・円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築(第12章) ・生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化(第13章) <p>(参考)関係する都新計画目標は、以下の通り ライフラインを60日以内に95%以上回復する。 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復とあわせて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。</p>

	【予防対策】 対策の視点1 命を守る地震に強いまちづくり	【応急対策】 対策の視点2 危機管理の体制づくり	【復旧対策】 対策の視点3 早期復興に向けた仕組みづくり
<p>区改訂計画における施策（案）</p> <p>施策として、第2部施策ごとの具体的計画のうち、2章～13章の「第4 到達目標」を整理</p> <p>文字の色の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒：区現計画 ・青：区（都）新計画 ・赤：事務局追加 	<p>第2章 区民と地域の防災力向上</p> <p><地域の自助・共助について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達 ・防災リーダーの育成や訓練を実施し、自助・共助による地域の防災力を高める。 ・住宅用火災警報機を全ての住宅に設置する。 ・東京防災隣組の活動を区内全ての町会・自治会等へ波及 ・防災区民組織を増やすとともに、事業所自衛消防隊との連携を図り、地域の初期消火力を強化する。 <p><消防体制について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上 ・消防団の定員（1,260人）の充足、活動の強化を図る。 ・防災訓練体験者を年間15,000人から20,000人に増やす。 <p><事業所・ボランティア・防災関係機関OB団体等との連携について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との災害時協定の締結促進等により、事業所の防災体制を強化 ・円滑なボランティア活動のための支援体制を構築 ・防災関係機関OB団体等との連携推進 <p>第3章 安全なまちづくりの実現</p> <p><建物の不燃化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域（整備地域）の不燃領域率70%、主要な都市計画道路（整備地域）の整備率100% ・住宅・建築物の不燃化を進め、防災都市づくり推進計画に基づき、不燃領域の向上を図る。 <p><建物の耐震化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化100% ・住宅の耐震化率を平成27年度末までに90%とする。 ・家具類の転倒防止対策の周知を図り、転倒等防止対策実施率を高める。 ・建物倒壊による出火や電気器具等からの出火を防止する。 <p><液状化対策について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状化予測図の見直し及び建築物における液状化対策の指針の作成 <p><消防水利不足地について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利不足地域の解消 →消防水利不足地域の解消を図る。 <p>第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保</p> <p><交通ネットワーク・ライフラインの確保について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化100% ・医療機関等の水道管の耐震継手化及び下水道管の耐震化100% ・ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保 <p><電源や燃料の確保について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備 <p>第5章 津波等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築 ・津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実 ・足立区の地域特性を踏まえた津波防災意識の啓発や訓練等の継続的な実施 	<p>第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築 ・国や都、民間事業者との連携強化による円滑な広域連携 ・大規模救出活動や復旧活動拠点の確保 <p>第7章 情報通信の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用MCA無線、衛星電話などの補完手段の確保 ・迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備 ・携帯端末を活用した安否確認サービスの充実、利用経験の促進 ・区民が早期に避難、消火が行えるよう緊急地震速報の活用を検討する。 <p>第8章 医療救護等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の災害医療体制と整合した体制の構築 ・医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築 ・すべての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化100%）、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築 ・検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化 ・負傷者等の医療・搬送体制を強化する。 <p>第9章 帰宅困難者等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北千住駅前滞留者対策の強化 ・事業所における帰宅困難者対策の強化 ・一時滞在施設の量的拡大 ・代替輸送手段の確保 ・徒歩帰宅可能者を安全に避難できるようにする。 	<p>第10章 避難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築 ・避難場所の確保や安全性等の確保 ・女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立 <p>第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築 ・支援物資の荷捌き機能の強化 ・物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築 <p>第12章 放射性物質対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築 ・適切な情報提供による区民の不安を払拭 <p>第13章 住民の生活の早期再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活再建のための「り災証明」発行手続き等の迅速化 ・災害用トイレ及びし尿処理体制の確保 ・ごみ、がれきの広域処理体制の構築 ・応急教育・保育・学童保育の早期実施

	【予防対策】 対策の視点1 命を守る地震に強いまちづくり	【応急対策】 対策の視点2 危機管理の体制づくり	【復旧対策】 対策の視点3 早期復興に向けた仕組みづくり
(参考) 区現計画(平成23年暫定修正版) における減災目標	<p>目標1 死者の半減</p> <p>1-1 住宅の倒壊による死者の半減 被害想定のうち、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者約200人を約100人に半減する。</p> <p>(1) 建物の耐震化 (2) 各具類の転倒防止対策の推進 (3) 救出・救護体制の強化</p> <p>1-2 火災による死者の半減 被害想定のうち、火災を原因とする死者約140人を約70人に半減する。</p> <p>(1) 木造住宅密集地域の不燃化 (2) 消防力の充実・強化 (3) 都民や事業所の火災対応力の強化 (4) 救出・救護体制の強化(再掲)</p> <p>目標2 避難者の減 住宅の倒壊や火災による避難者を3割減 被害想定のうち、住宅倒壊や火災による避難者約28万3千人を3割減の約21万人にする。</p> <p>(1) 木造住宅密集地域の不燃化(再掲) (2) 建物の耐震化(再掲) (3) 消防力の充実・強化(再掲) (4) 都民や事業所の火災対応力の強化(再掲)</p>	<p>目標3 外出者の早期帰宅 外出者を4日以内に帰宅 帰宅支援の強化</p>	

【改訂スケジュール】

時期	内容	備考
10月上旬	防災関係機関への修正依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との調整、(要望・指摘等の反映) ・ 関係団体等へのヒヤリング等
10月17日	第1回足立区防災会議 ・防災会議委員に対する足立区地域防災計画改訂素案の改訂方針等説明 防災会議では、改訂方針等を説明しますが、各機関のご担当者は防災会議を待たず、修正作業やご意見の回答作業への着手をお願いいたします。	
11月5日	修正等の回答期限	
11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「足立区地域防災計画(平成24年度改訂)原案」の作成 ・ 東京都への意見照会開始 	各関係機関へ原案を送付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との調整(適宜聴取)
11月下旬	第2回足立区防災会議 ・ 原案等説明	
2月下旬	「足立区地域防災計画(平成24年度改訂)案」の作成	関係機関等との最終調整
3月中旬	第3回足立区防災会議 「足立区地域防災計画(平成24年度改訂)案」の決定	
3月中旬～末	公表	